



マザー牧場グランピング

**Green Base**

ご利用約款



マザー牧場グランピング

# Green Base

## 1. チェックイン

ご用件のある方は、Base棟までお越しください。

フロント営業時間： 7:00 ~ 22:00

Base棟(7:00 ~ 22:00) : 080-6990-0537

夜間緊急時連絡先(22:00 ~ 翌7:00) : 080-6990-0537

## 2. チェックアウト

7:00 ~ 10:00 ※レイトチェックアウトは次の宿泊準備の都合上、ご利用できません。

## 3. 施設利用

お手洗いはBase棟、シャワー・トイレ棟にございます。

専用シャワールームは、シャワー・トイレ棟にございます。

各テントにつき専用のシャワールームを1部屋ご用意しております。

シャワールームにタオル、アメニティをご用意しております。

テント内・ウッドデッキ上は完全禁煙となっております。

喫煙される際は、Base棟・シャワー・トイレ棟の正面左側に灰皿を設置しておりますのでご利用ください。

無料Wi-Fiは、各テントにてご利用いただけます。

ID: Green Base FREE WiFi ※パスワード greenbase

## 4. ご夕食

当日のご夕食ご提供時間は17:30迄にBBQ食材とメニューブックをテントまでお持ちいたします。

## 5. ご朝食

翌日のご朝食ご提供時間は7:00 ~ 10:00 Base棟でのお渡しになります。

## 6. 夜間について

22時の消灯時間以降は他のお客様のご迷惑にならないよう、テント内ではお静かに過ごしてください。

※当施設は自然の中にある環境の為、蚊やその他の昆虫が夜間、ライトに集まる場合がございます。

予めご理解ください。

Base棟にて虫除けスプレーを貸し出ししておりますので、是非ご利用ください。

## 7. 消火設備

万が一の火災に備え、デッキ上に消火器を設置しております。

## 8. 営業時間外について

22:00 ~ 翌7:00間のお問い合わせはTEL:080-6990-0537までご連絡ください。

(緊急性の低い連絡はご遠慮ください)





## 注意事項

- ・ご宿泊料金のお支払いは、現金またはクレジットにてお願い致します。
- ・貴重品はお客様自身での管理をお願い致します。  
当サイトでの現金・貴重品の紛失の責任は負いかねます。  
また駐車場での事故・盗難被害に関しましても一切の責任を負いません。
- ・テント内の家具・備品は移動しないでください。破損・紛失された場合は弁償していただく場合があります。
- ・当施設では食材及び、焚き火器具やBBQ機材の持ち込みはご遠慮いただいております。
- ・ウッドデッキ上での花火、発電機、カラオケ等の使用は禁止しています。
- ・グランピングエリアにおけるボール遊びは禁止しています。
- ・夜の徒歩での移動にはお部屋にランタンを用意しております。そちらをご利用ください。



# 鹿野山ゴルフ倶楽部近隣ケガ・病気の緊急連絡先

深夜・早朝にトラブルが発生した際の連絡先です。

夜間スタッフ緊急連絡先(22:00～翌7:00)

080-6990-0537

君津市消防本部(当番医の確認) 0439-53-0119 君津市壱師3-1-25  
救急車 TEL:119

君津郡市夜間急病診療所 TEL:0438-25-6284

木更津市中央1-5-18

診療時間:午後8時～午後11時

こども急病電話相談

時間:午後7時～午後10時

・プッシュ回線、携帯電話の場合  
(局番なしの)#8000

・ダイヤル回線の場合 TEL:043-242-9939

## <総合病院>

鈴木病院(保険証コピー可) 0439-32-2013

君津市上238

玄々堂君津病院

0439-52-2366

君津市東坂田4-7-20

君津中央病院

0438-36-1071

木更津市桜井1010番地

はぎわら病院

0438-22-5111

木更津市木更津市1-1-36

## <小児病院>

水島外科内科クリニック 0439-50-1501

君津市東坂田1-15-10

青柳医院

0439-54-8000

君津市壱師2-16-3

原田医院(保険証コピー可) 0439-67-3223

富津市湊497-5

谷川クリニック

0439-55-2233

君津市高坂7-7

## <その他>

警察署 110

君津警察署 0439-54-0110

君津市久保4-1-1

君津保健所 0438-22-3743

災害用伝言ダイヤル 171

マザー牧場 グランピング Green Base所在地  
千葉県君津市鹿野山(きみつしかのうざん)288

# 宿泊約款

## 第一条 本約款の適用

- 1.当施設に締結する宿泊規約及びこれに関連する規約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については法令または慣習によるものとします。
- 2.当施設が、法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 第二条 宿泊引き受けの拒絶

当施設は次の場合には、宿泊をお断りすることがあります。

- (1)宿泊のお申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- (2)満室により、客室の余裕がないとき。
- (3)宿泊しようとする者が、法令・公の秩序・善良の風俗に反する行為をする恐れがあると、当方が認めたととき。
- (4)宿泊しようとする者が、指定暴力団(員)又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (5)宿泊しようとする者が、泥酔・自己喪失の場合、また、他の宿泊者に迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- (6)宿泊しようとする者が、当従業員に対し、暴力、恐喝等、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、また、かつて同様な行為を行ったと当方が認めたととき。
- (7)宿泊するものが、伝染病者であると当方が認めたととき。
- (8)天災、施設の故障、その他のやむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

## 第三条 氏名等の明示


当施設は、宿泊予約の申し込みをお受けする時、申し込みの方に、次の事項の明示を求めます。

- (1)宿泊者の氏名、性別、住所、連絡先
- (2)その他当施設が必要と認めた事項

## 第四条 予約金

当施設は宿泊予約の申し込みをお受けする際に、宿泊期間の宿泊料金を限度とする金額の支払いを求めることがあります。この予約金は約款の定める違約に該当する時は違約金として頂戴し、残額があれば返還いたします。





## 第五条 申込み者の予約の解除と違約金

当施設は宿泊予約の申込み者が宿泊予約を解除した時は次に挙げるところにより違約金を申し受けます。

(1)

- イ 宿泊日の14日から8日前の日までに解除した場合、宿泊料金の20%
- ロ 宿泊日の7日から2日前の日までに解除した場合、宿泊料金の50%
- ハ 宿泊日前日に解除した場合、宿泊料金の80%
- ニ 連絡の有無に関わらず宿泊日当日に解除した場合、宿泊料金の100%

## 第六条 当施設の予約解除の権利

当施設は次の場合には宿泊予約を解除することができます。

- (1)第二条に該当することとなったとき。
- (2)第三条の事項の明示を求めた場合において期限までにそれらの事項が明示されないとき。
- (3)第四条の予約金の支払いを請求した場合において期限までにその支払いがないとき。

当施設が前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約ですでに収受した予約金があれば返金いたします。

2.当施設は宿泊者が連絡をしないで宿泊当日のチェックイン最終時間（予め到着時刻が明示されている場合、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は解除されたものとみなし、解除処理することがあります。

宿泊者が連絡をしないで到着しなかったことが、列車、バス、航空機等の公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊者の責に帰さないものであることが証明された時は第5条の違約金は頂きません。

## 第七条 宿泊の登録

宿泊者は宿泊日当日、当施設のフロントにおいて次の事項を登録してください。

- (1)第三条第1号の事項
- (2)外国人にあつては旅券番号
- (3)その他当施設が必要と認めた事項



## 第八条 チェックアウトタイム

宿泊者が当施設の客室をチェックアウトしていただく時刻は7:00~10:00とします。  
当施設は前項の規定に関わらず、チェックアウトタイムを超えて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては次にあげるとおり追加料金を申し受けます。

(1)午後3時まで 室料の30% (2)午後5時まで 室料の50% (3)午後8時まで 室料の全額

## 第九条 料金の支払い

料金の支払いは日本円現金またはクレジットカードにより宿泊者のチェックアウトの際または当施設が請求したとき、当施設のフロントにおいて行っていただきます。

宿泊者が客室の利用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けます。

## 第十条 宿泊者の責任

宿泊者の故意または過失により当施設が損害を被ったときは当該宿泊者は当施設に対し、その損害を賠償していただきます。

## 第十一条 利用規則の遵守

宿泊者は当施設が定めて提示した利用規則及び諸規定に従って頂きます。

## 第十二条 宿泊続行及び館内の施設利用の拒絶の権利

当施設はお引き受けした宿泊期間中といえども次の場合には宿泊の継続及び館内諸施設の利用をお断りすることがあります。

(1)第二条第3号から8号までに該当することとなったとき。

(2)前条の利用規則に従わないとき。

## 第十三条 当施設の責任範囲

当施設の宿泊に関する責任は、宿泊者が当施設のフロントにおいて宿泊の登録を行なったとき、または客室に入ったときのうち、いずれか早い時に始まり、宿泊者が出発するため客室を退出した時に終わりとなります。

2.当施設の責に帰すべき理由により、宿泊者に客室の提供ができなくなった時は、天災、その他の理由による困難な場合を除き、その宿泊者に同一または類似条件による他の宿泊施設を斡旋します。  
この場合には客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金は頂きません。